東北電原運第28号令和元年12月16日

原子力規制委員会 殿

仙 台 市 青 葉 区 本 町 一 丁 目 7 番 1 号 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 原 田 宏 哉

東 通 原 子 力 発 電 所 原 子 炉 施 設 保 安 規 定 変 更 認 可 申 請 に つ い て

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24 第1項の規定により、下記のとおり東通原子力発電所原子炉施設保安規定の変更 認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成16年6月30日付平成16・06・04原第17号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた東通原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更理由

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない 廃棄物」の取扱いについて(指示)」(NISA-111a-08-1)(平 成20・04・21 原院第1号)を受け、関連する次の条文の追加・変更を行う。 (追加する条文)

第86条の2 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

(変更する条文)

第3条(品質保証計画)

第86条の2 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認)

- (2) 記載の適正化
 - a. 第30条(主蒸気逃がし安全弁)の記載について、女川原子力発電所との記載の整合を図る。
 - b. 第106条(保守管理計画)の記載について、本文と注釈との整合を図る。
 - c. 第117条(所員への保安教育)の記載について,表現の統一を図る。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以上

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	⇒71 → F □ □	- →
	認可年月日	認 可 証 番 号
1	平成 16 年 8 月 31 日	平成 16・08・11 原第 12 号
2	平成 16 年 12 月 17 日	平成 16・11・17 原第 10 号
3	平成 17 年 11 月 28 日	平成 17・11・07 原第 2 号
4	平成 18 年 2 月 22 日	平成 18・01・27 原第 11 号
5	平成 18 年 10 月 27 日	平成 18・10・12 原第 5 号
6	平成 19 年 6 月 12 日	平成 19・05・18 原第 2 号
7	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・09・28 原第 36 号
8	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・11・30 原第 22 号
9	平成 20 年 6 月 18 日	平成 20・05・28 原第 9 号
10	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20・07・11 原第 9 号
11	平成 20 年 12 月 12 日	平成 20・10・31 原第 7 号
12	平成 21 年 10 月 14 日	平成 21・08・17 原第 6 号
13	平成 22 年 1 月 22 日	平成 21・12・17 原第 2 号
欠番	_	_
15	平成 23 年 5 月 6 日	平成 23·04·08 原第 56 号
16	平成 23 年 5 月 11 日	平成 23・04・22 原第 11 号
17	平成 24 年 9 月 6 日	20120731 原 第 7 号
18	平成 25 年 7 月 5 日	原管 B 発第 1307046 号
19	平成 26 年 1 月 28 日	原管 B 発第 1401282 号
20	平成 27 年 10 月 2 日	原規規発第 1510022 号
21	平成 28 年 3 月 24 日	原規規発第 1603248 号
22	平成 29 年 6 月 30 日	原規規発第 1706303 号
23	平成 30 年 2 月 6 日	原規規発第 1802068 号
24	平成 31 年 2 月 15 日	原規規発第 1902154 号
25	令和元年 6 月 3 日	原規規発第 19060311 号

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和元年度 東北電原運第28号)		
変更前	変更後	理由
東通原子力発電所原子 炉 施 設 保 安 規 定	東通原子力発電所原子 炉施設保安規定	
令和 <u>元</u> 年 <u>7</u> 月	令和 年 月	
東北電力株式会社	東北電力株式会社	
次和電力が作みなは、	八石山电ノガルルでは、江	

理由

第2章 品質保証

変更前

(品質保証計画)

保安規定第3条の

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証 計画を定める。

(中略)

表3-1 一次・二次文書一覧表

一次文書名

承認者(管理箇所) 文書番号

記載項目	y.//\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7 7 6 6 (1 2 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		関連条文
. 2. 2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品一1	_
保安規定第3条の 記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の 関連条文
6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原 4 - 1	_
4. 1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	_
4. 2. 1 4. 2. 3 4. 2. 4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第 119 条
5. 3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 1	_
5. 4. 1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 2	_
5. 5. 1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の:
5. 5. 2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品 5 - 4	_
5. 5. 4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条,第7条
5. 6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	_
5. 2. 2	原子力QMS 力量,教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原 6 一 1	第 117 条,第 118 组
	原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考查室長 (原子力考查室)	原考6-1	_
3.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	_
7. 1 7. 5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第 12 条~第 77 条, 第 83 条, 第 86 条 <u>~</u> 第 88 条
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第 19 条 ~ 第 21 条, 第 23 条, 第 25 条 ~ 第 27 条, 第 35 条, 第 68 条, 第 71 条 ~ 第 73 条, 第 78 条 ~ 第 82 条, 第 84 条, 第 85 条
	原子力QMS	原子力部長	原7-3	第 86 条~第 90 条
	放射性廃棄物管理要領	(原子力部)		

第2章 品質保証

変更後

(品質保証計画)

第3条以外の

計画を定める。

(中略)

$\pm 3 - 1$ 一次 - % 立 $\pm -$ 管 \pm

保安規定第3条の 一次文書名 承部者(管理箇所) 文書番号 第3条以外の 関連条文 投資 (原子力品質保証規程 投資 (原子力品質保証報料 (原子力のMS 原子力のMS 原子のMS 原子のMS		表 3 - 1 一次・二	1次文書一覧表			
保安規定第3条の 2次文書名 水設省(管理協所) 文書等号 第3条以外の 表記載項目 2次文書名 水設省(管理協所) 文書等号 第3条以外の 関連条文 原子力QMS 原子力B高質保証金長 (原子力部) 原子力QMS 原子力高質保証金長 (原子力高質保証金長 (原子力高質保証金)	記載項目	一次文書名		文書番号	第3条以外の 関連条文	
記載項目	4. 2. 2	原子力品質保証規程		原品一1	_	
出資に係る歯膜度分類要領		二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号		
### 1	4.1 6.3		(原子力部)	原 4 一 1	_	
文書管理・記録管理要領※1 (原子力品質保証率長			(原子力品質保証室)	原品4-1	_	
 品質力料管理要額 (原子力品質保証室) 原子力のMS 原子力のMS 原子力品質保証室長 原品 5 − 2 1.5.1 原子力QMS 原子力品質保証室長 原品 5 − 3 第 5 条。第 6 条。8 第 6 条。第 6 条。8 6 条。第 6 条。8 6 条。8 6 条。8 6 条。8 6 条。8 6 条 6 条。8 6 条 6 条。8 6 条 6 条 6 条 6 条 6 条 6 条 6 条 6 条 6 条 6	4. 2. 1 4. 2. 3 4. 2. 4	文書管理・記録管理要領※1	(原子力品質保証室)		第 119 条	
品質目標管理要領		品質方針管理要領	(原子力品質保証室)		_	
責任および権限要領		品質目標管理要領	(原子力品質保証室)		_	
情報取扱要領	5. 5. 1		(原子力品質保証室)	原品 5 - 3		
内部コミュニケーション要領	5. 5. 2			原品 5 - 4	_	
マネジメントレビュー要領	5. 5. 4		(原子力品質保証室)	原品5-5	第6条,第7条	
力量、教育・訓練および認識要領 原子力QMS 教育・訓練および認識要領 (原子力考査室長 (原子力考査室) 原著6-1 (原子力考査室) 6.4 7.1 7.2.1 原子力QMS 実施要領 原子力品質保証室長 (原子力部) 原品7-1 原子力の異常に変え 7.1 7.5 原子力QMS 運転業務要領 原子力部長 (原子力部) 原子力部長 (原子力部) 原7-1 第12条~第77条, 第83条, 第88条, 第88条, 第88条, 第87条, 第88条, 第13条。 第25条~第27条, 第35条,第68条, 第13条~第32条, 第14条~第52条, 第15条~第73条, 第73条, 第78条~第82条, 第84条, 第85条 放射性廃棄物でない廃棄 物の管理に伴う変更 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領 原子力のB 原アー3 原子力部長 (原子力部) 第7-3 第86条~第90条 原子力のB 原アー4 第91条~第105条	5. 6	マネジメントレビュー要領		原品5-6	_	
教育・訓練および認識要領	6. 2. 2			原6-1	第 117 条,第 118 条	
7.2.2 7.5 実施要領 (原子力品質保証室) — 7.1 7.5 原子力QMS 運転業務要領 原子力部長 (原子力部長 (原子力部長 (原子力部)) 原7-1 第12条~第77条, 第83条, 第86条, 第86条, 第86条, 第86条, 第86条, 第87条。第87条。第87条。第87条。第88条 原子力QMS 燃料管理要領 原子力部長 (原子力部) 原子力和長 (原子力部) 原7-2 第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第68条, 第71条~第73条, 第78条~第82条, 第71条~第73条, 第78条~第82条, 第84条, 第85条 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領 原子力部長 原子力のMS 放射線管理要領 原子力部長 原子力の展 原子力の展 原子力の展 原子力の展 原子力の展 原子力の展 原子力の表 原子の表 原子の表 原子の表 原子の表 原子の表 原子の表 原子の表 原子				原考6-1	_	
(原子力部) 第83条, 第86条, 第87条, 第88条 か射性廃棄物でない廃棄 第77条, 第19条~第21条, 第23条, 第25条~第25条~第27条, 第35条,第68条, 第71条~第73条, 第78条~第82条, 第71条~第73条, 第78条~第82条, 第84条,第85条 第84条,第85条 第85条 第81条 第85条 第81条 第85条 第81条 第85条 第81条 第85条 第81条 第81条 第81条 第81条 第81条 第81条 第81条 第81				原品7-1	_	
(原子力部) 第 23 条, 第 25 条~第 27 条, 第 35 条, 第 68 条, 第 71 条~第 73 条, 第 78 条~第 82 条, 第 84 条, 第 85 条 原子力QMS 原子力部長 原 7 - 3 第 86 条~第 90 条 放射性廃棄物管理要領 原子力部長 原 7 - 4 第 91 条~第 105 条	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領		原7-1	第 83 条, 第 86 条,	
放射性廃棄物管理要領 (原子力部) 原子力QMS 放射線管理要領 原子力部長 原7-4 第 91 条~第 105 条		原子力QMS 燃料管理要領		原7-2	第 23 条, 第 25 条~第 27 条, 第 35 条, 第 68 条, 第 71 条~第 73 条, 第 78 条~第 82 条,	
		放射性廃棄物管理要領	(原子力部)			
		原子力QMS 放射線管理要領		原7-4	第 91 条~第 105 条	

理由

東通原子力発電変更前

第4章 運転管理

(中略)

(主蒸気逃がし安全弁)
第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁と

第30条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主 蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

(中略)

表30-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1 弁以上の逃がし安全弁が動作不	A1. 当該逃がし安全弁を動作可能な	10日間
能の場合	状態に復旧する。	
B. 条件 A で要求される措置を完了時間	B1. 高温停止にする。	2 4 時間
内に達成できない場合	および	
	B2. 冷温停止にする。	3 6 時間

※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。

※2:公称値

第4章 運転管理

変更後

(中略)

(主蒸気逃がし安全弁)

第30条 原子炉の状態が運転,起動および高温停止において,主蒸気逃がし安全弁は,表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし,主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主 蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。

(中略)

表30-3

条件	要求される措置	完了時間
A. 1 弁以上の <u>主蒸気</u> 逃がし安全弁が	A1. 当該 <u>主蒸気</u> 逃がし安全弁を動作	10日間
動作不能の場合	可能な状態に復旧する。	
B. 条件 A で要求される措置を完了時間	B1. 高温停止にする。	2 4 時間
内に達成できない場合	および	
	B2. 冷温停止にする。	3 6 時間

※1:主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。

※2:公称値

記載の適正化 (女川原子力発電所との 記載の整合)

東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 第6章 放射性廃棄物管理 第6章 放射性廃棄物管理 (中略) (中略) (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 放射性廃棄物でない廃棄 第86条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物 物の管理に伴う変更 質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性 廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置 された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材 等」という。) および管理区域内において使用された工具類等(以下,本条において「物品」とい う。) とする。 2. 放射線管理課長は、第91条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用され た物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。 (1) 第92条第1項(1) の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が 行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染が ないことを判断する。 (2) 第92条第1項(2) の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が 行われていることを確認した上で, 適切に管理された使用履歴, 設置状況の記録等により汚染が ないことを判断する。 なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染され ていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。 また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線 の検出限界値未満であることを確認する。 (3) 第92条第1項(1)の区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記 録等により汚染がないことを判断する。 (4) 第92条第1項(2) の区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われて いることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。 なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射 線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴 の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができ また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線 の検出限界値未満であることを確認する。 3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、第91条第1項で定め る区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。 放射性廃棄物でない廃棄 (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) (事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 物の管理に伴う変更 第86条の3 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画(変更) 第86条の2 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画(変更) 認可申請書に記載されている設備・機器等(以下,本条において「設備・機器等」という。) | 認可申請書に記載されている設備・機器等(以下,本条において「設備・機器等」という。) について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、 について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、 本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法によ 本条において「降下物」という。) の影響の有無を確認する場合は, 適切な測定方法によ り、降下物の分布調査を行う。 り、降下物の分布調査を行う。 2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・ 2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・ 機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとし 機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとし て発電所内で適切に管理する。 て発電所内で適切に管理する。 (省略) (省略)

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表(令和元年度 東北電原運第28号) 東北電力株式会社 変更前 変更後 理由 第8章 保守管理 第8章 保守管理 (保守管理計画) (保守管理計画) 第106条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。 第106条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。 (中略) (中略) 7.2 補修,取替えおよび改造計画の策定 7.2 補修, 取替えおよび改造計画の策定 (1) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を (1) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を 定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等※2の補修、取替えおよび改造を実施する場 定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等※2の補修、取替えおよび改造を実施する場 合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その 合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*3の要否について確認を行い、その 結果を記録する。 結果を記録する。 (2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮 (2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮 しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 検査および試験の具体的方法 a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の 項目, 評価方法および管理基準 項目、評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期 c. 検査および試験の実施時期 ※2:安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物 ※2:安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物 をいう。(以下、本条および第119条において同じ) をいう。(以下、本条および第119条において同じ。) ※3:法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、 ※3:法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届 記載の適正化 第43条の3の9(工事の計画の認可), 第43条の3の10(工事の計画の届出), 第 出等),第43条の3の9(工事の計画の認可),第43条の3の10(工事の計画の届 (本文と注釈の整合) 43条の3の11(使用前検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査),なら 出), 第43条の3の11(使用前検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査), びに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検 ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用 査) に係る手続きをいう。(以下、本条および第119条において同じ。) 前検査)に係る手続きをいう。(以下、本条および第119条において同じ。) (省略) (省略) 第10章 保安教育 第10章 保安教育 (所員への保安教育) (所員への保安教育) 第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な 第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な 保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施手順書」に基づき、次の各号を 保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施手順書」に基づき、次の各号を 実施する。 実施する。 (中略) (中略)

変更後

変更前

変更前 変更後 表117-3 表117-3 所員への保安教育実施方針(運転員) 所員への保安教育実施方針(運転員) 保安教育の内容 保安教育の内容 運転員 運転員 具体的教育内容 実施頻度および時間 具体的教育内容 実施頻度および時間 放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者 燃料取替の業務に 関わる者 放射性廃棄物処理 設備の業務に関わ る者 燃料取替の業務に 関わる者 小分類 (項目) 小分類 (項目) 発電課長 発電副長※2 発電課長 発電副長※2 細目 主機運転員 補機運転員 細目 主機運転員 補機運転員 中分類 中分類 〈発電課長,発電副長,主機運転員,補機運転員 〈発電課長,発電副長,主機運転員,補機運転員 総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および評価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 0 関係法令および保安 規定の遵守に関する こと 0 0 0 0 0 0 0 0 関係法令および保安 規定の遵守に関する 0 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安規定 保安に関する各組織および各職務の具体的役割 と確認すべき記録 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3 保安に関する各組織および各職務の具体的役割 と確認すべき記録 0 × × × × 0 × × × 運転上の通則についての概要 <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 運転上の通則についての概要 <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 運転上の留意事項の概要 運転上の留意事項の概要 ○ (放射性廃棄物処 里設備に関すること (放射性廃棄物処 理設備に関すること 運転管理「 0 運転管理I 0 0 0 0 0 電転上の制限の概要 軍転上の制限の概要 時の措置の概要 異常時の措置の概要 原子炉物理(臨界管理 等を含む。)・理論 炉物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理) 原子炉物理(臨界管理 等を含む。)・理論 炉物理等、原子炉理論の基礎(臨界管理) 0 0 0 0 0 0 巡視点検の範囲と確認項目 巡視点検の範囲と確認項目 巡視点検·定期的 巡視点検·定期的 (放射性廃棄物処 理設備に関すること のみ) 0 0 定期的に実施する試験の内容と頻度 定期的に実施する試験の内容と頻度 原子炉の起動停止の概要 原子炉の起動停止の概要 ◎ (放射性廃棄物処 理設備に関すること のみ) ◎ (放射性廃棄物処 理設備に関すること のみ) 設備の運転操作の概要(現場操作 ·設備の運転操作の概要(現場操作) 0 0 0 0 0 0 音報発生時の対応(現場操作) 音報発生時の対応(現場操作) 異常時操作の対応(現場操作) × 電常時操作の対応(現場操作) × 運転上の通則の適用と根拠 運転上の通則の適用と根拠 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転上の留意事項の基準値と管理方法 運転管理Ⅱ 運転管理 運転管理Ⅱ 運転管理 0 0 0 0 異常時の措置を実施する際のガイドライン 異常時の措置を実施する際のガイドライン 原子炉施設の運転 に関すること 原子炉施設の運転 に関すること 巡視点検時の確認項目の根拠 巡視点検時の確認項目の根拠 巡視点検·定期的 巡視点検・定期的 試職 Ⅱ 0 0 0 定期的に実施する試験の操作と基準値 定期的に実施する試験の操作と基準値 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 0 0 0 0 警報発生時の対応操作(中央制御室) 警報発生時の対応操作(中央制御室) 異常時操作の対応(中央制御室) 異常時操作の対応(中央制御室) 運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の 措置 運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の 措置 制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用 制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用 0 運転管理皿 運転管理皿 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠 異常時の措置を実施する際のガイドラインの根拠 常時操作の対応(判断・指揮命令含む) 0 0 ※報発生時の監視項目 ※報発生時の監視項目 ノミュレータ訓練 I 運転操作の連携訓練 0 0 0 × × 3年間で15時間以上 シミュレータ訓練「 運転操作の連携訓練 0 0 0 × × 3年間で15時間以上 0 運転訓練 ノミュレータ訓練 Ⅱ 起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 3年間で9時間以上 運転訓練 ュレータ訓練 II 起動停止・異常時・警報発生時対応訓練 0 起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練 3年間で9時間以上 シミュレータ訓練Ⅲ シミュレータ訓練Ⅲ 0 0 3年間で9時間以上 <発雷課長 発雷副長 主機運転員 補機運転員 〈発雷課長 発雷副長 主機運転員 補機運転員 保守管理計画に関する 定期検査時の管理項目概要 保守管理計画に関する - L T 定期検査時の管理項目概要 0 0 0 0 0 保守管理 ァ 8年間で30時間以上※3 保守管理 ・ 年間で30時間以上※3 保守管理計画に関する 定期検査時の管理項目の根拠 保守管理計画に関する 定期検査時の管理項目の根拠 0 0 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> 3年間で24時間以上※3 < 放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者> ⑥放射性廃棄物処i設備に関するこ。のみ) 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 0 0 0 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること 0 0 0 核燃料物質および核 燃料物質により汚染された物の取扱に関すること 核燃料物質および核 燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 <燃料取替業務に関わる者> 3年間で3時間以上※3 記載の適正化 然料の臨界管理に関すること 燃料の臨界管理に関すること 燃料管理 燃料管理 0 0 (表現の統一を図る) 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること ◎: 会員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に選送者り) ※: 教育の対象外 ※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2: 発電制長の代務を行う発電管理課副長を含む。 ×:教育の対象外 ※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2:発電副長の代務を行う発電管理課副長を含む。 ※※: 沖縄前状が「小寮地下河港地管理時間状で高せる。 ※3: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり、 ・本教育は、同一個目であっても対象者の報位」に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある。) この〇年間で〇〇時間以上は、選組長が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。 (上述の表の細目の時間を兼批した時間ではない。) を報目の内容が密接しばわっていることから組目表の時間の区別は行わない。 ※2. 下級・自然のVIVのなけり完全は可能を解析できるも。
※3. 記載するにおかっての考えは、以下のとおり、
- 本教育は、同一相目であっても対象者の報位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をかバーする場合もある。)
- この〇年間で〇分時間以上は、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。
- (上述の表の細目の時間を素積し、時間ではない。)
- 各種目の内容が密接に関わていることから組目表の時間の区別は行わない。

変更前	他設体女規定多更比較衣(〒和兀平皮 東北電原連第28万) 変更後	東北電力休式云社 理由
	一	
(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第8 6条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固型化に伴う運転操作について、機械保 修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。	(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第8 6条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固型化に伴う運転操作について、機械保 修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。 2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大 容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。	
(中略)	(中略)	
附 則(平成30年2月6日 原規規発第1802068号)	附 則(平成30年2月6日 原規規発第1802068号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。	
附 則(平成31年2月15日 原規規発第1902154号)	附 則 (平成31年2月15日 原規規発第1902154号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060311号)	附 則(令和元年6月3日 原規規発第19060311号)	
(施行期日) 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた後,第4条 図4の発電所の保安に関する組 織への変更を行う日から施行する。	(施行期日) 第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。	
	附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 号)	変更に伴う附則の追加
	<u>(施行期日)</u> 第1条 本規定は,原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	